



平成 18・04・27 製局第 5 号
国 総 施 第 16 - 4 号
国 自 審 第 159 号
環水大自発第 060501003 号
平成 18 年 5 月 1 日

社団法人日本建設機械化協会会長 殿

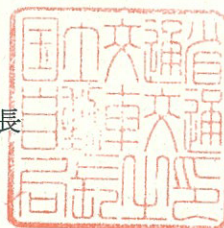
経済産業省製造産業局長



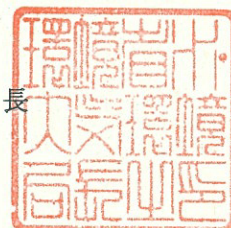
国土交通省総合政策局長



国土交通省自動車交通局長



環境省水・大気環境局長



特定特殊自動車少数承認実施要領について

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）第 12 条第 3 項の規定に基づく少数生産車の承認について、申請者の利便性を考慮するとともに、承認事務の適切、かつ、能率的な実施を図るため、別添のとおり「特定特殊自動車少数承認実施要領」を定めたので、貴傘下会員に周知徹底方お願いします。